豊川市教育委員会教育長交際費支出基準

1（趣旨）

この基準は、豊川市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）交際費の適正な執行を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2（支出の目的）

教育長交際費は教育長が教育行政の円滑な運営のため、教育委員会を代表して外部の団体等により開催される会議等へ、教育長及び教育長が指名するものが出席する場合、並びに交際上教育長が特に必要と認める場合に支出することができるものとする。

3（支出区分及び支出基準等）

教育長交際費の支出は、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限に努めるものとし、関係法令及び以下に示す支出基準に従い執行するものとする。

支出基準

支出区分	支出内容	支出基準
会　費	団体等への会議、意見交換会、祝賀会等への出席に係る支出	会費等に定められた額または実費相当額
弔　慰	葬儀及び法要における香料、淋見舞、花輪、弔電に係る支出	社会通念上妥当と認められる範囲内の額
お祝い	卒業式、敬老会等における祝電に係る支出	社会通念上妥当と認められる範囲内の額
見舞い	病気、事故、災害等へのお見舞い等に係る支出	社会通念上妥当と認められる範囲内の額

その他	上記以外のもので、支出の目的に照らし合わせ、特に教育長が必要と認める支出	社会通念上妥当と認められる範囲内の額

４（適用）

本基準は、平成２８年４月１日から適用する。

支出基準に関する内規

１．会費における実費相当額・・・金額の明示のないものは原則として１万円以内とする。

２．弔慰における香料、淋見舞、花輪・・・豊川市教育委員の葬祭等に関する基準による。

３．見舞いに係る支出・・・原則１万円以内とする。ただし、法人、団体等に対する支出はその都度協議する。